

御 契 約 書

様邸



温かなこころ奏でる工務店
株式会社家族の森

令和 年 月 日

リフォーム工事
請負契約書

工事名称

印紙貼付欄

工事場所

工期 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

■注文者

氏名 様 ⑩ TEL
住所 FAX

■請負者

株式会社 家族の森 TEL 0745-44-9585
代表取締役 瀬戸光好 ⑩ FAX 0745-44-9586
奈良県生駒郡斑鳩町龍田西1丁目1-25
担当者

1. 請負金額

金 円(税込)

2. 工事内訳

工事項目		
1		
2		
3		
* 記載なき工事・設備機器においては別途御見積とします		工事価格
		取引に係わる消費税等
		合計(税込)

■請負条件：工事用の電気・水道・ガスについては、お客様宅のものを使用させていただきます。
また本工事は、見えない部分等の状況により施工内容、並びに工事金額に予測できない変更が生じる
場合がありますので、ご了承下さるようお願いいたします。

■添付書類：工事内容を補足するため次の書類を添付します。（工事請負契約約款は必ず添付する。
その他添付する資料に○印をつける）

○リフォーム工事請負契約約款 ○御見積書
・カタログ
・その他

3. 支払方法 前払金 (契約時) 月 日 金 円(税込)
部分払 (着工時) 月 日 金 円(税込)
竣工払 (完了後7日以内) 月 日 頃 金 円(税込)
合計 金 0 円(税込)

▼この契約書の証として本書を2通作成し、当事者が署名または記名押印の上、各自1通を保有する。
※この書類は大切に保存して下さい。

リフォーム工事
請負契約書

(総則)

- 第1条 注文者と請負者は、日本国の法を遵守し、互いに協力し審議を守り誠実にこの契約を履行する。
- 2 この契約書及び、添付の御見積書、仕上げ表、打ち合わせシート等にもとづいて、請負者は工事を完成し、注文者と請負者は契約の目的物を確認するものとし、注文者は、その請負代金の支払いを完了する。

(打ち合わせどおりの工事が困難な場合)

- 第2条 施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、打ち合わせどおりの施工が不可能、もしくは不適切な場合は注文者と請負者が協議して、実状に適するよう内容を変更する。
- 2 前項において、工期、請負代金を変更する必要があるときは、注文者と請負者が協議してこれを定める。

(一括下請負・一括委任の禁止)

- 第3条 あらかじめ注文者の書面による承諾を得た場合を除き、請負者は請負者の責任において、工事の全部または大部分を一括して請負者の指定する者に委任または請負わせることができない。

(権利・義務などの譲渡の禁止)

- 第4条 注文者及び請負者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利、または義務を、第三者に譲渡することまたは継承させることはできない。
- 2 注文者及び請負者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、契約の目的物、検査済の工事材料（製造工場などにある製品を含む）・建設設備の機器を第三者に譲渡すること、もしくは貸与すること、または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

(完了確認・代金支払い)

- 第5条 工事を終了したときは、注文者と請負者は両者立ち会いのもと契約の目的物を確認し、注文者は請負契約書記載の期日までに請け負い代金の支払いを完了する。

(支給材料・貸与品)

- 第6条 注文者より旧材料または貸与品のある場合には、その受渡期日及び受渡場所は注文者と請負者の協議の上決定する。
- 2 請負者は、支給材料または貸与品の受領後すみやかに検収するものとし、不良品においては注文者に対し交換を求めることができる。
- 3 請負者は支給材料または貸与品を、善良な管理者として使用または保管する。

(第三者への損害賠償および第三者との紛議)

- 第7条 施工のため、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議を生じたときは、注文者と請負者が協力して処理解決にあたる。
- 2 前項に要した費用は、請負者の責に帰する事由によって生じたものについては、請負者の負担とする。なお、注文者の責に帰すべき事由によって生じたものについては、注文者の負担とする。

(不可抗力による損害)

- 第8条 天災その他自然的または人為的な事象であって、注文者・請負者いずれにもその責を帰することのできない事由（以下「不可抗力」という）によって、工事済部分、工事仮設物、工事現場

に搬入した工事材料・建築設備の機器（有償支給材料を含む）または工所用機器について損害が生じたときは、請負者は事実発生後速やかにその状況を注文者に通知する。

- 2 前項の損害について、注文者・請負者が協議して重大なものと認め、かつ、請負者が善良な管理者として注意をしたと認められるものは、注文者がこれを負担する。
- 3 火災保険・建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の注文者の負担額から控除する。

（工事の変更・一時停止・工期の変更）

第9条 注文者は、必要によって工事を追加、変更または一時停止することができる。

- 2 前項により、請負者に損害を及ぼしたときは、請負者は注文者に対してその補償を求めることができる。
- 3 請負者は、不可抗力その他正当な理由があるときは、注文者に対してその理由を明示して、工期の延長を求めることができる。延長日数は、注文者と請負者が協議して決定する。

（遅延損害金）

第10条 請負者の責に帰する事由により、契約期間内に契約の工事が完了できないときは、注文者は遅延日数1日につき、請負代金から工事済部分と搬入工事材料に対する請負代金相当額を控除した額の4/10,000に相当する額の違約金を請求することができる。

- 2 注文者が請負代金の支払いを完了しないときは、請負者は遅滞日数の1日につき、支払い遅滞額の4/10,000に相当する額の違約金を請求することができる。

（紛争の解決）

第11条 この契約について、紛争が生じたときは、本物件の所在地の裁判所を第一管轄裁判所とし、または裁判外の紛争処理機関によって、その解決を図るものとする。

（補則）

第12条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ注文者と請負者が誠意をもって協議して定める。

クーリングオフについて（説明書）

ご契約いただきますリフォーム工事またはインテリア商品等販売につきましては、この説明書・工事請負契約約款の内容を充分お読み下さい。「訪問販売等に関する法律」の適用を受ける場合には、この説明書面受領日から起算して8日以内は、お客様は文書をもって工事請負契約の解除（クーリングオフと呼びます）ができ、その効力は解除する旨の文書を発したときに生ずるものとします。

ただし、次のような場合にはクーリングオフの権利行使はできません。

- * お客様がリフォーム工事建物やインテリア商品等を営業用に利用する場合や、お客様からのご請求によりご自宅でのお申し込みまたはご契約を行った場合等

上記期間内に契約の解除（クーリングオフ）があった場合、当社は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払いを請求することはありません。万一、契約の解除があった場合に、既に商品の引き渡しが行われているときは、その引き取りに要する費用は当社の負担とします。また、契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合、すみやかにその全額を無利息にて返還いたします。



温かなこころ奏でる工務店
株式会社家族の森